

一藏屋敷無之他國船石錢は、其船之間屋取立可差出候間屋江不著船宿江著候船之石錢は、船宿取立可差出事

一御城米積候船も、無差別石錢可差出事

但是は御城米之船、請負候者にても、又は船主に而も、相對之趣次第石錢出之、其石錢は、右請負之者より相納可申事

一武家手船に而も、諸荷物積候船は、石錢可差出事

右之通可相心得候、石錢取集候ため、三郷總年寄壹人宛三人廻船年寄貳人、年番定置候間、諸船之出入之度々、何方之船、何百石積、何荷物を積、何月幾日、木津川安治川口出船又は入津仕候、此船石錢何程差出候由、證文相添、年番之年寄共江石錢可相渡候、若相違之儀有之候は、急度可相答候、以上

亥十二月○中略

右之趣、御料は御代官より相觸候間、私領は領主地頭より相觸候様、湊附浦附領知有之面々江可被相達候、以上

二月

〔天保集成絲綸錄百五〕寛政元酉年十二月

町奉行江

御成之節、御用に付差出候、佃島船持共、自分用所持之小茶船御用之節は、艚貳挺、相用候得共、平日自分稼之節は、壹挺艚に候由申立候間、川船御年貢は、壹挺艚之積、取立有之事に候然る上は、平日は、二挺艚は相用申間敷儀に候間、心得違不致様、兼而其段申付可被置候、兩御鳥見組頭、川船改江も、其段申渡置候間、可被談候